

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p>	
<p>第102条 用語の定義</p> <p>1～22 略</p> <p>23 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が、相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>24～44 略</p>	<p>第102条 用語の定義</p> <p>1～22 略</p> <p>23 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が、相互に差し出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>24～44 略</p>	
<p>第103条～第105条 略</p>	<p>第103条～第105条 略</p>	
<p>第106条 施工計画書</p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が2,000万円未満の工事においては設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略するものとする。省略する項目は(5)、(8)、(9)とする。</p> <p>(1) 実施工程表</p> <p>(2) 安全管理</p> <p>(3) 指定機械及び主要機械</p> <p>(4) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(5) 施工管理計画</p> <p>(6) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(7) 交通管理</p> <p>(8) 環境対策</p> <p>(9) 現場作業環境の整備</p> <p>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(11) <u>法定休日・所定休日（週休二日の導入）</u></p> <p>(12) その他</p> <p>3～5 略</p>	<p>第106条 施工計画書</p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が2,000万円未満の工事においては設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略するものとする。省略する項目は(5)、(8)、(9)とする。</p> <p>(1) 実施工程表</p> <p>(2) 安全管理</p> <p>(3) 指定機械及び主要機械</p> <p>(4) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(5) 施工管理計画</p> <p>(6) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(7) 交通管理</p> <p>(8) 環境対策</p> <p>(9) 現場作業環境の整備</p> <p>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(11) その他</p> <p>3～5 略</p>	
<p>第107条～第124条 略</p>	<p>第107条～第124条 略</p>	
<p>第125条 施工管理</p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名及び<u>施工者</u>名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。</p> <p>3～9 略</p>	<p>第125条 施工管理</p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び<u>請負者</u>名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。</p> <p>3～9 略</p>	
<p>第126条～127条 略</p>	<p>第126条～127条 略</p>	
<p>第128条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和5年3月）、</p>	<p>第128条 工事中の安全確保</p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、</p>	

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～29 略</p>	<p>「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～29 略</p>	
<p>第129条～第133条 略</p>	<p>第129条～第133条 略</p>	
<p>第134条 交通安全管理</p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び河轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第1号、令和5年3月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～15 略</p>	<p>第134条 交通安全管理</p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び河轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第2号、令和3年6月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5～15 略</p>	
<p>第135条～第139条 略</p>	<p>第135条～第139条 略</p>	
<p>第140条 提出書類</p> <p>1 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式（参考資料）により次の各号の書類のうち該当のものを、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>(2) <u>実施工程表</u></p> <p>(3) 材料関係書類</p> <p>(4) 段階確認書・施工状況把握報告書</p> <p>(5) 品質管理図書</p> <p>(6) 出来形管理図書</p> <p>(7) 工事写真</p> <p>(8) 施工体系図</p> <p>(9) 安全確保に関する書類等（検査時に提示のみで可）</p> <p>(10) その他、設計図書で提出することとした書類（各種資料（工事打合せ簿）、台帳等）</p> <p>2～3 略</p>	<p>第106条 施工計画書</p> <p>1 請負者は、契約書に定めるもののほか、所定の様式（参考資料）により次の各号の書類のうち該当のものを、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>(2) 材料関係書類</p> <p>(3) 段階確認書・施工状況把握報告書</p> <p>(4) 品質管理図書</p> <p>(5) 出来形管理図書</p> <p>(6) 工事写真</p> <p>(7) 施工体系図</p> <p>(8) 安全確保に関する書類等（検査時に提示のみで可）</p> <p>(9) その他、設計図書で提出することとした書類（各種資料（工事打合せ簿）、台帳等）1略</p> <p>2～3 略</p>	
<p>第141条～第142条 略</p>	<p>第141条～第142条 略</p>	
<p>第143条 保険の付保及び事故の補償</p> <p><u>1</u> 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><u>2</u> 請負者は、<u>法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p>	<p>第143条 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>【新規】</p> <p>2 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p>	

林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p><u>4</u> 請負者は、中小企業退職金共済制度に加入している場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構発行の「加入証明書」及び「掛金納付状況票及び退職金資産票」の写しを発注者に提出するとともに適切に管理しなくてはならない。また、監督員からの請求があった場合は提示しなくてはならない。</p> <p><u>5</u> 請負者は、林業退職金共済制度に加入している場合は、対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、共済証紙を必要な枚数を購入し、掛金収納書を工事請負締結後原則1カ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ただし、愛知県発注の他の工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合はその使用を認めるものとする。</p> <p><u>6</u> 請負者は、建設業退職金共済制度に加入している場合は、工事標準仕様書第145条第5項を準用する。</p>	<p>3 請負者は、中小企業退職金共済制度に加入している場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構発行の「加入証明書」及び「掛金納付状況票及び退職金資産票」の写しを発注者に提出するとともに適切に管理しなくてはならない。また、監督員からの請求があった場合は提示しなくてはならない。</p> <p>4 請負者は、林業退職金共済制度に加入している場合は、対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、共済証紙を必要な枚数を購入し、掛金収納書を工事請負締結後原則1カ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ただし、愛知県発注の他の工事において購入した共済証紙の残数が明らかな場合はその使用を認めるものとする。</p> <p>5 請負者は、建設業退職金共済制度に加入している場合は、工事標準仕様書第145条第5項を準用する。</p>	
<p>第144条～第149条 略</p>	<p>第144条～第149条 略</p>	
<p>第2章～第7章 略</p>		